

会計		介護保険特別会計									
施策の大綱	まちづくりの目標(章)		施策分野(節)		施策						
	第2章 共生共感都市		04 高齢者福祉		01 長寿社会を支える仕組みをつくる						
事業：特定入所者介護サービス費給付						整理番号	1219				
目的	施設に入所された低所得者の負担軽減をに配慮し居住費(滞在費)・食費について所得段階に応じ利用者の負担上限額を定め、利用者の負担を軽減する。										
目標	要介護被保険者が利用した介護サービスに伴う食費・居住費の費用について、低所得者の負担を軽減するため特定入所者介護サービス費の給付を行う。										
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		300,206		コスト情報・評価	総コスト(千円)	302,493	総合評価	B	妥当性	A
	財源内訳	一般財源	108,014	内訳		事業費	300,206			効率性	A
		国府支出金	105,012			人件費	2,287			有効性	B
		地方債	0			公債費	0		補足給付対象施設の拡大が必要		
		その他特定財源	87,180			一人あたり(円)	2,708				
						世帯あたり(円)	6,401				
貢献度	施策に対する事業貢献度	B		根拠	補足給付対象施設の拡大が必要						
今後の方向性	補足給付対象施設の拡大あるいはその他の制度による軽減対策等について国へ働きかけを行っていく。										

事業優先順位	1 細事業：特定入所者介護サービス費										整理番号	01
目的	要介護被保険者が利用した介護サービスに伴う食費・居住費の費用について、低所得者の負担を軽減するため給付(特定入所者介護サービス費)を行う。											
目標	要介護被保険者が利用した介護サービスに伴う食費・居住費の費用について、低所得者の負担を軽減するため特定入所者介護サービス費の給付を行う。											
事業実施主体	直営	事業開始年度	平成12年度	根拠法令	介護保険法 第51条の3							
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比較	コスト情報・従事職員数			平成25年度	平成24年度	比較	
	事業費(決算額)(千円)		300,206	287,831	12,375		総コスト(千円)	302,493	289,815	12,678		
	財源内訳	一般財源	108,014	103,985	4,029		内訳	事業費	300,206	287,831	12,375	
		国府支出金	105,012	100,023	4,989			人件費	2,287	1,984	303	
		地方債	0	0	0			公債費	0	0	0	
		支払基金交付金	87,180	83,823	3,357			一人あたり(円)	2,708	2,567	141	
			0					世帯あたり(円)	6,401	6,146	255	
		0			職員数(人)		0.30	0.25	0.05			
	0			再任用職員数(人)	0.00	0.00	0.00					
今後の方向性	補足給付対象施設の拡大あるいはその他の制度による軽減対策等について国へ働きかけを行っていく。											
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	要介護認定者のうち、65歳以上の被保険者及び40歳以上65歳未満の特定疾病を起因とした被保険者で低所得者として区分される者で、負担限度額認定の申請があったもの							
	A	A	B									

事業：特定入所者介護サービス費給付

1. 特定入所者介護サービス給付費

介護保険施設（短期利用含む）に入所した場合は、介護費用だけでなく、食費や光熱水費などの居住費がかかる。低所得者について、負担増により施設に入所できなくなることを避けるため、世帯全員が市町村民税非課税等の要件を満たす場合、食費と居住費の一部について、下表の区分に応じた「負担限度額」を段階ごとに設定し、この「負担限度額」と実際にかかる食費（基準費用額）及び居住費との差額を「特定入所者介護サービス費」として支給した。

対象となるサービス：短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設を利用した際の食費及び居住費（滞在費、宿泊費）

区分	1日あたりの食費	1日あたりの居住費（滞在費）			
		従来型個室	多床室	ユニット型居室	ユニット型準個室
第1段階 生活保護受給者、市町村民税非課税世帯に属する高齢福祉年金受給者等	300円	490円 (320円)	0円	820円	490円
第2段階 市町村民税非課税世帯に属し、合計所得金額課税年金収入額が80万円未満の者等	390円	490円 (420円)	320円	820円	490円
第3段階 市町村民税非課税世帯に属する、第2段階以外の者等	650円	1310円 (820円)	320円	1310円	1310円

※（ ）内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額

細事業：特定入所者介護サービス費

1. 特定入所者介護サービス給付費（食費・居住費に係る負担限度額認定及び旧措置入所者減額・免除認定）

低所得の方に対する配慮として、食費や居住費（滞在費）の負担について限度額が設けられており、介護保険施設入所者へ負担限度額認定制度の利用、及び介護老人福祉施設旧措置入所者に係る特定負担限度額・利用者負担の減額・免除制度の利用を呼びかけ、低所得者及び旧措置入所者（介護保険制度開始前から継続的に介護老人福祉施設へ入所している者）への負担軽減に努めた。

①負担限度額認定者数 ※介護予防（要支援）含む （年度末時点の有効認定者数、単位：人）

区分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護	その他 (短期利用)	計
第1段階	20	12	0	0	24	56
第2段階	214	117	3	33	441	808
第3段階	55	49	6	15	151	276
計	289	178	9	48	616	1140

②介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定者数 （年度末時点の有効認定者数、単位：人）

区分	特定負担限度額	区分	利用者負担
第1段階	1	減額	0
第2段階	2	免除	1
第3段階	0	計	1
計	3		

利用者負担について

減額：本人負担分の介護サービス費（1割）の1/2を減額

免除：本人負担分の介護サービス費（1割）が全額免除

実績 10,327 件

300,206,035 円